

砺波市優秀スポーツ選手育成事業補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市優秀スポーツ選手育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 砺波市はスポーツ選手の競技力向上の実現を図るため、砺波市教育委員会が認めるスポーツ団体が実施する次条に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、スポーツ団体が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 選手育成事業：選手の育成を目的とするスポーツ大会や教室・講習会の開催
- (2) 選抜選手強化事業：市内選抜選手の強化を目的とするスポーツ教室
- (3) 指導者育成事業：指導者の資質向上を目的とする研修会及び講習会

第4条 前条に掲げる補助対象事業は、次の条件を満たすものとする。

- 1 前条第1号に掲げる事業のうち、スポーツ大会の開催については、市外から優秀チームを招請して実施するものとする。
- 2 前条第1号に掲げる事業のうち、スポーツ教室の開催については、次の何れかの条件を満たすものとする。
 - (1) 個人を対象とする場合は、市内全域の選手を参加対象とすること。
 - (2) 毎回3団体又は3校以上の学校から参加者があること。
- 3 前条第2号に事業への参加者は、選抜された優秀な選手であるものとする。
- 4 前条第1号のうち教室・講習会及び前条第2号に掲げる事業における教室の開催回数は5回以上であることとする。
- 5 前条第3号に掲げる事業は、外部から優れた講師を招いて実施するものとする。
- 6 補助事業は、毎年4月1日から翌年の3月15日までの間に実施するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業の実施に係る経費のうち別表（「砺波市優秀スポーツ選手育成事業補助制度の補助対象経費」）に定める。

(補助金の申請)

第6条 第3条に規定する事業の補助金を申請しようとする団体は、あらかじめ必要な書類を整え申請するものとする。なお、申請に係る書類及び手続きは、別に定める。

(交付条件)

第7条 補助金の交付に関する条件は、次のとおりとする。

- 1 補助事業の内容または補助事業に要する経費を変更する場合は、届け出て承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、承認を得ること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し指示を受けること。
- 4 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整備すること。
- 5 事業完了後15日以内又は、事業終了年度3月31日までに、実績報告を提出すること。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書きの軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 事業主体を変更すること
- 2 事業目的を変更すること
- 3 事業費又は事業量を20%以上少なくすること

(その他)

第9条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日以降に申請のあった事業から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日以降に申請のあった事業から適用する。

別表：砺波市優秀スポーツ選手育成事業補助制度の補助対象経費

費 目	科 目	内 容	備 考
報償費		講師及び指導者への謝礼金	
旅 費	交通費	JR代、バス代、	
	宿泊費		宿泊単価・人数・泊数の明細を添付
需用費	消耗品費	備品の程度に至らない機材 文具類	単価概ね10,000円未満のもの
	食糧費	講師、指導者、運営スタッフ の弁当代等	飲食店での経費は対象外
	印刷製本費	大会及び教室・事業の案内	印刷に係るインク代を含める
	燃料費	ガソリン代等	
役務費	通信費	郵便・切手代、はがき代	宅配便代を含める
	手数料	口座振替手数料等	クリーニング代を含める
	保険料	傷害保険料	
使用料		会場等の借り上げ料、高速代 タクシー・マイクロバス代	冷暖房費、付帯設備使用料を含む
負担金		事業参加者の大会・講習会等 への参加料	団体等への加盟料は対象外